

社会福祉法人敬真福社会役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人敬真福社会（以下、この法人という。）の定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員及び評議員、評議員解任選任委員並びに各第三者委員、危機管理委員、その他委員会の委員の報酬に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 本規程による役員とは、社会福祉法人敬真福社会理事及び監事をいう。

2 本規程による評議員及び評議員選任解任委員の外部委員とは、社会福祉法人敬真福社会定款の定めによる委員をいう。

3 業務理事とは、理事のうち、この法人を主たる勤務場所とする者をいう。

4 非常勤の役員とは、役員のうち、常勤の理事以外の者をいう。

5 報酬等とは、報酬、賞与その他の職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。また、費用とは明確に区分されるものとする。

6 費用とは、職務遂行に伴い発生する交通費、旅費及び手数料等の経費をいい、報酬とは、明確に区分されるものとする。

7 本規程による第三者委員とは、苦情処理解決実施規程第6条に定める委員及び虐待防止規程第8条に定める委員をいう。

8 本規程による危機管理委員とは、危機管理規程第9条第2項に定める委員をいう。

9 法人職員が前各項のいずれかに該当し兼務する場合、本規程は適用しない。

(理事会等の出席報酬)

第3条 理事長及び理事が理事会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

2 評議員が評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

3 第三者委員が第三者委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

4 危機管理委員が危機管理委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払う。

5 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

(理事会等の業務報酬)

第4条 理事が理事会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 評議員等が評議員会及び評議員選任解任委員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

3 第三者委員が第三者委員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

4 危機管理委員が危機管理委員会開催日以外の日において、理事長の命により法人及び施設運営のため業務に従事した場合、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

5 同一日において、前各項に重複して該当する場合、主たる業務実績に併せ業務報酬及び実費弁償費を支払い、重複しての支払いはしない。

6 同一日において、前条第1項から第4項に重複して該当する場合、主たる出席実績に併せ出席報酬及び実費弁償費を支払い、本条による業務報酬を重複して支払わない。

(報酬等の額)

第5条 前第3条及び前条にかかわらず、役員等に対しては、職務執行の対価として、常勤役員及び非常勤役員の月額報酬は、別表3に定めるとおりとする。また、毎月一定の常勤役員報酬及び実費弁償費を支払うことが出来る。

2 本条による報酬を支払う場合、他の報酬は重複してこれを支払わない。

(監事の報酬)

第6条 監事が理事会及び評議員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表1のとおり支払うことが出来る。

なお、理事会に出席しかつ同一日に評議員会に出席した場合でも、評議員会出席による報酬及び実費弁償費は重複して支払わない。また、同日に監事業務に従事した場合においても重複して支払わない。

2 監事が理事会及び評議員会開催日以外の日に、法人及び施設の指導監査への立会及び運営状況の指導又は監査の業務にあたった場合は、別表2に基づき業務報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

(その他各委員等の報酬)

第7条 評議員選定・解任委員会の外部委員及び監事が、評議員選定・解任委員会に出席した場合、実際の出席活動につき、別表2のとおり支払うことが出来る。

2 個人情報管理委員会の理事が、理事会開催日以外の日に、出席した場合は、別表2のとおり支払うことができる。

(出張旅費等)

第8条 前第2条各項に定める役員及び各委員が、法人業務のため出張する場合は、報酬及び旅費を別表4に基づき、必要な費用を支給することが出来る。

2 旅費は原則として実費とするが、実情を考慮し増額する場合がある。

3 業務遂行上必要な経費は、実費を原則として支払う。

4 旅費は事後清算を原則とするが、状況により事前の概算支払いを認める場合がある。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項2号に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

附則

本規程は、平成26年4月1日から改訂施行する。

附則 平成27年4月1日 改正（報酬額改正）

附則 平成28年4月1日 改正（報酬額改正）

附則 平成29年2月6日 改正（報酬額改正）

附則 平成29年4月1日 改正（報酬額改正）

附則 平成29年7月1日 改正（報酬額改正）

附則 平成30年4月1日 改正（報酬額改正）

別表 1 (出席報酬)

名称	報酬	実費弁償費
理事会出席報酬	8,000 円	交通費実費
評議員会出席報酬	8,000 円	交通費実費
第三者委員会出席報酬	5,000 円	交通費実費
危機管理委員会出席報酬	5,000 円	交通費実費

別表 2 (業務報酬)

名称	報酬	実費弁償費
業務報酬	2,500 円×出席時間	交通費実費

別表 3 (役員報酬) 第 5 条第 1 項

常勤理事長	国家公務員給与表 4 級から 7 級を基準にして、年報酬額 300 万円程度から 500 万円の範囲内で支給する。尚、賞与は支給しない。	実費弁償費 職員通勤手当相当
非常勤理事長	月額 180000 円とする。	実費弁償費 交通費実費

別表 4 (出張旅費等)

旅費	宿泊費	報酬	その他必要経費
実費	実費	10,000 円	実費